

[様式 9 - 1]

福祉サービス等第三者評価結果

総合評価

受診施設名	亀岡あゆみ保育園	施設種別	保育所 (旧体系：)
評価機関名	一般社団法人 京都ボランティア協会		

令和3年1月18日

総 評	<p>亀岡市の東部地区の篠町は都市と農村の融合する地区で旧市街地農村地区に亀岡あゆみ保育園が1983年に設立されました。住宅地の中にあり、新興住宅と旧町内が存在するが、そのほとんどが核家族で共働き家庭で、近在する祖父母の応援する姿も見られます。法人理念「私たちは、福祉活動を通じ地域社会に貢献します」を基本的な考えとして、保育所の理念は「個々の子どもを大切にし、保護者・地域から信頼される保育園を目指す」と掲げ子どもの最善の利益を考慮した保育を実践しています。理事長が自治会会長をされていた関係もあり篠町自治会との関係も濃厚です。地域の「町づくり推進会」と保育園とそして関係機関との「地域関係機構」を図表で表しお互いの関わる部分を明確にし、多岐にわたる地域交流の機会を保育計画に盛り込んでいます。また、「西山送迎」や「子ども食堂」など地域貢献にも取り組んでいます。亀岡市のSC（セーフコミュニティ）の認証に続き、2013年にはISS（インターナショナル・セーフ・スクール）の取り組みを宣言し「事故を無くす対応をする能力を付ける日本第1号の保育園として認証されました。その結果この5年間で怪我を大きく減少させ、園児や保護者そして地域も巻き込んだ取り組みとしています。多くの通勤・通学・観光客が利用するJR駅前には馬堀駅前分園（2001年）があり0歳児・1歳児保育・延長保育・一時保育を担っています。また、2015年に上西山分園を開設し、2018年に上西山あゆみ保育園を開園しています。</p>
特に良かった点(※)	<p>◎ISS活動に取り組み、2015年10月にISS認証保育園となり、2018年には再認証を獲得されています。「事故をなくす・対応する能力を付ける保育園をめざします」とデータを収集して取り組み、けがの件数を大きく減少させています。ISS活動は保護者や地域にも周知し、認証式には親子で参加もできています。</p> <p>◎保育士業務の軽減化に向け、桜システムを導入し、ワークライフ・バランス実現のため、「業務の合理化」「業務のITC化」をおこない、保育周辺業務の標準化、効率化を目指しています。保育現場では出勤した時から帰るまで子どもと一緒に生活の中で保育をしています。事務仕事や保育準備、片付けの時間などで、休憩が取れない日や時間外勤務につながる現状に焦点を当てた、発想や取り組みは保育の質を上げることに繋がる取り組みになります。</p>

	<p>◎感染症対策については、看護師を中心に感染症の予防や対策マニュアルが作成され園内研修により、職員に周知できています。保護者に向けては「ほけんだより」を配布し、感染症についての正しい情報の発信をされています。感染症流行時には保護者に「こういう感染症が出始めました」などとメール配信するなど、さまざまな取り組みがおこなわれています。</p> <p>◎除去食について、食器やトレーの色を変えるだけでなくトリプルチェックでよりたくさんの方の目の確認により誤食がないように、取り組まれています。</p>
<p>特に改善が 望まれる点(※)</p>	<p>◎プライバシー保護について 法令遵守や人権についての意識を持ち、一人ひとりの人格を尊重した保育がおこなわれていますが、既存のプライバシー保護のマニュアルでは子どもの日常生活のなかでの留意点などの補足が必要かと思えます。職員会議などで、子どものプライバシー保護について日常の生活の中でどのようなことが考えられるのかの話し合い、「プライバシー保護マニュアル」の補足をされることを期待します。</p> <p>◎指導計画について 0,1歳児は個別の月案を作成され、毎日の個別の記録もおこなわれていますが、2歳児の個別指導計画は、半年ごとの評価・記録が作成され、分類も内容・支援と指導方法・保護者理解の3項目になっていましたが、指導計画に即した項目で個別の指導計画を立てられ、個別の記録がおこなわれることを期待します。</p> <p>◎「全体的な計画」が2ヶ園同一の計画になっています。 「子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮して作成する」と保育所保育指針でうたわれています。このことから各保育園それぞれで「全体の計画」を作成されることを提案します。また、指針では「長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活のリズムおよび心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付ける」とありますので、指導計画への記載が望まれます。</p> <p>◎保育所保育指針（平成29年告示）が改定されたことが今回の第三者評価受診の動機にもなり、指針に沿った保育の提供が進められています。特に乳児保育については、「特定の大人との応答的な関わりを通じて情緒的な絆が形成される特徴がある」と指針で記載されています。また、幼児保育については、「子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切に、生活や遊びを通して総合的に保育をする。」と子どもの主体性や自主性を育てる保育について記載されています。子どもが自発的・意欲的に関われるような環境を構成し、望ましい生活をつくっていく環境構成をしていくうえで、更に研修等で学ばれることをお勧めします。</p>

※それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントは「評価結果対比シート」の「自由記述欄」に記載しています。

京都府福祉サービス等第三者評価事業

[様式9-2]

【保育所版】 評価結果対比シート

(注)判断基準「a b c」について

【平成28年度以前の基準とは異なるため、当評価結果との対比はできませんのでご留意下さい】

(a)は質の向上を目指す際の目安となる状態、(b)は多くの施設・事業所の状態、(c)はb以上の取り組みとなることを期待する状態、に改定されました。改訂後の評価基準に基づいた評価では(b)が一般的な取り組み水準となり、従前に比べて(b)の対象範囲が広がります。また、改正前に(a)であった評価項目が改正後の再受診で(a)を得られなくなる可能性もあります。

受診施設名	亀岡あゆみ保育園
施設種別	保育所
評価機関名	京都ボランティア協会
訪問調査日	令和2年11月20日

I 福祉サービスの基本方針と組織

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-1 理念・基本方針	I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	1	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	a

[自由記述欄]
 I-1-(1) 法人理念「私たちは、福祉活動を通じ地域社会に貢献します」を基に、職員の行動原則を①熱意と誠意②規律と希望③資質を掲げ、期待する具体的な行動を掲げている。玄関に「理念・行動原理」の額や園庭の「創立30年記念碑」で掲げられ、ホームページやパンフレットなどに掲載し目指す方向を読み取ることが出来る。年度当初の全体会議・研修で周知すると共に、毎朝朝礼で唱和による継続的な取り組みをしている。また、年度当初の保護者会で分かりやすいパンフレットやホームページで、保護者に周知している。職員や保護者への周知状況はそれぞれにおこなう満足度調査で測定している。(全ての資料を確認)

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-2 経営状況の把握	I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	2	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	a
		3	② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	a

[自由記述欄]
 I-2-(1) ①理事長は経営者協会、京都府保育協会、亀岡市社会福祉協議会、亀岡市の園長会や会議に参加をして社会福祉事業の動向や亀岡市の総合計画策定の副会長を務め情報を把握している。また、自治会活動にも精通し地域の特徴や変化などの経営環境や課題を把握し分析して、保育所運営に生かしている。定期的に財務状況や保育園利用者の推移や事故率を分析し公表している。状況を的確に把握して「子育て支援事業」は終了し「一時保育事業」は継続して実施している。(全ての資料を確認)
 I-2-(1) ②保育周辺業務の標準化・効率化を目指し、労働環境の改善に取り組んでいる。改善すべき課題は事業計画の一環とし、保育の構造的課題に挑戦＝保育士は雑用と事務仕事が多い課題から、ICT(インフォメーションアンドコミュニケーションテクノロジーの略で日本語では情報通信技術と訳されている)を活用し、保育計画なども桜システムを利用し自園に合わせて「あゆみシステム」に変え合理化に取り組んでいる。また、職員の労働環境の改善は「京都市ワークバランスの認証」を受けて職員一人一人に合わせた形で勤務時間の調整をしている。園外・園内共に研修は充実されているが、園内研修の年間計画は作成されていなかった。自園の保育課題やどのような方向に向かって保育を進めたいかという意思の確認・統一のためにも、園独自の研修計画を立てられることを提案する。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-3 事業計画の策定	I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	4	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	a
		5	② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a	a
	I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。	6	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	a
		7	② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a	a

[自由記述欄]
 I-3-(1) ①法人・保育園共に長期計画(10年)で理念の実現を目指し、中長期計画(5年)で組織強化や人材育成を計画し、短期計画で一年間の事業を計画している。理念の実現は利用者や職員の満足度向上であると規定し、計画は毎年見直している。収支計画は福祉事業方式の予算方式として収支計画と実績評価として策定され、法人の経営会議、理事会の承認のもと、公表している。(長期計画・中期計画・収支計画を確認・利用者、職員の満足度調査を確認)
 I-3-(1) ②単年度事業計画は、中期プラン「アクション20」の内容を反映させ具体的に作成されている。事業計画は職員会議で討議して園長が原稿を作成し経営会議、理事会を経て最終案となる。事業計画は数値目標や具体的な成果を設定し、実施状況の評価を行える内容になっている。(資料で確認)
 I-3-(2) ①事業計画は職員会議で提案・討議し職員の意見を入れて作成されている。事業計画の実施状況は決められた時期・手順に基づいて評価されている。また、職員全体研修会で園目標と一貫性のある個人目標設定のための職員用ファイル(理事長作成)を活用し、共通理解している。職員会議は通常は上西山あゆみ保育園と合同でおこなっていたが、コロナ禍のため今期の時期は各園でおこなっている。(職員会議議事録・研修資料を確認)
 I-3-(2) ②事業計画はホームページで公表し保護者会やISS活動で園児、保護者、地域の参画も実行し、グラフや写真を掲示板に掲示して理解が得られるようにしている。ホームページでも広報し地域にも伝えている。講演会や発表会にはパワーポイントで説明をしている。(全て資料で確認)

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	8	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	b
		9	② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	a

[自由記述欄]

I-4-(1)①基本計画である「全体的な計画」に基づき各種計画を作成し乳児会議、幼児会議、厨房会議、看護師会議、事務会議を各チーフが議長になり検討し、それらを持ち寄るチーフ会議の開催と各園長が集まる園長会議をおこない意思疎通が図れる体制を整備しPDCAサイクルは各種会議で実行をしている。保育計画や日常の記録は主任、園長が点検指導をおこない、各種の会議に於いて集団で指導をおこなっている。年に1回グッドガバナンス認証でアドバンス評価を受け、細部にわたった自己評価を実施しているが、利用者に沿った保育内容の質の向上への自己評価にはなっていない。第三者評価は定期的を受診している。年に1回以上利用者に沿った保育内容の質の向上への自己評価の実施が望まれる。

I-4-(1)②前回の第三者評価の検討事項・提案をそれぞれの課題をチーフ会議で検討し、検討事項と改善策の改善計画を作成し質の向上への取り組みとしている。組織として全体的な自己評価はグッドガバナンス認証を受けているが、保育内容の質の向上への自己評価を毎年取り組まれることをお勧めする。(改善計画を確認)

II 組織の運営管理

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-1 管理者の責任とリーダーシップ	II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。	10	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	a
		11	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	a
	II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	12	① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	a
		13	② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a	a

[自由記述欄]

II-1-(1)①理事長・園長の職務はそれぞれに「標準業務項目一覧表」で明確にしている。また、自らの役割と責任について広報誌「あゆみ」や各種会議で表明している。有事や不在時の権限委任は、マニュアルに臨場での最善の決断・指揮は「監督責任・指揮責任順位」で例示されている。(記録・資料を確認)

II-1-(1)②理事長は利害関係者とは適正な関係を保持する信念で組織を指導している。管理者(理事長、園長)は、経営者協会の法令についての研修に参加し、職員には園内で法令遵守の研修を実施し関係法令の周知に努めている。これらの法令は共有フォルダに入れているので、職員はいつでも見ることができている。例えば自転車通勤の場合には、自転車保険に入っていないと自転車に乗れないことになっているなど、法令遵守の取り組みをおこなっている。(共有ホルダーを確認)

II-1-(2)①理事長は保育の質は保育園の競争力の源泉と考え、研修、OJTと評価面接を繰り返しおこなっている。事業計画、保育計画で具体的に課題を明示し、桜システムの導入や統括事務長の設置、二足の草鞋制(例えば同じ職員がクラスの担任と地域担当をする)を採用し、指導力を発揮している。各種会議を設置し職員に議長、書記などの役割分担をおこない、理事長・園長も積極的に参画をしている。また、提案制度を活用して職員の意見を反映できるようにしている。研修は京都府の研修制度(京都保育人材キャリアパスポート)に参画し、内部の研修も加えて充実を図っているが、内部の研修計画は作成されていなかった。(記録・資料を確認)

II-2-(1)②法人の理念に基づき「行動原則」で「期待する職員像」を明確にしている。人事基準は「京都福祉人材育成認証制度」や就業規則で明確化し事務所で職員はいつでも見られるようにしている。年度末に「業務管理評価シート」を使った職員の自己評価をもとに理事長が面接をおこない、職務遂行能力・貢献度を評価しているが、給料には反映していない。把握した職員の意向等については反映できるようにしている。キャリアパス表で職員は自分の将来の姿が描け、必要となるスキルを獲得するための研修の明確化がされている。(全て資料を確認)

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-2 福祉人材の確保・育成	II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	a
		15	② 総合的な人事管理が行われている。	a	a
	II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a	a

[自由記述欄]

II-2-(1)①必要な人員体制に関する基本的な考え方は、配置基準に基づく質の向上と10%の余剰の達成である。看護師・栄養士・調理師を配置し将来的にカウンセラーなどの専門職の配置を計画している。人材育成として京都府の研修制度の活用と園内研修の実施、ICT事務員や保育士事務員の養成もおこなっている。人材確保はホームページ・実習生・ボランティア・保育補助(地域子育て支援員)などの採用や就職フェアへの参画、保育ナビに情報を提供して求人役に役立っている。

II-2-(1)②法人の理念に基づき「行動原則」で「期待する職員像」を明確にしている。人事基準は「京都福祉人材育成認証制度」や就業規則で明確化し事務所で職員はいつでも見られるようにしている。年度末に「業務管理評価シート」を使った職員の自己評価をもとに理事長が面接をおこない、職務遂行能力・貢献度を評価しているが、給料には反映していない。把握した職員の意向等については反映できるようにしている。キャリアパス表で職員は自分の将来の姿が描け、必要となるスキルを獲得するための研修の明確化がされている。

II-2-(2)①法人として事務局長が就業状況を理事長が職員の意向を把握するシステムが構築されている。有給休暇、残業の管理も保育園統一方式で把握している。設置した労働安全委員会に産業医も参加し、ストレスチェックやメンタルヘルスチェックをおこなうと共に産業医の診察や指導、相談はいつでも門戸を開いている。理事長や園長の面談を定期的におこなうと共に、いつでも面談を受け入れている。総合の福利厚生としてあゆみ会を設置し、職員の自主運営で、月200円の会費で職員の冠婚葬祭や親睦会などで親睦を深めている。加えて、京都府民間社会福祉施設職員共済会にも加入し活用している。「京都市ワークライフバランス」認証を獲得し全職員が育児介護に関する社内制度を理解活用できるように周知すると共に女性職員の離職率を毎年10%以下とする職場内研修を実施している。柔軟性のある40パターンの勤務形態を作成してチームワークでの緊急対応が出来るようにし、職員の満足度調査を毎年実施している。(全ての資料を確認)

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-2 福祉人材の確保・育成	II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	17	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	a
		18	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	a
		19	③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	a
	II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	20	① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	a

[自由記述欄]

II-2-(3)①理念、行動原則、期待する具体的な行動、自己目標設定、面談・評価の仕組みが構築され、計画は「具体的・測定可能・達成可能・一貫性」で目標を明確に説明し、進捗状況も記録し、アドバイスをこなっている。年度末に目標達成度の確認をしている。C P 任務「二足の草鞋」制度（一人の職員が二役を担う）は特別評価の加点としている。（資料を確認）
 II-2-(3)②期待する職員像を明示し、京都府研修に経費の制度（処遇改善 p2）に遵守して専門的な研修に参加している（今年はオンラインで研修を受けている）。本人の要望も入れ、毎年評価と見直しを実施している。研修受講後は、レポートを回覧し報告会をおこなっている。内部の研修はタイムリーなものが多く沢山取り組み記録を残しているが、計画が立てられていなかった。今後は年度当初に計画作成が望まれる。（資料を確認）
 II-2-(3)③保育実践に必要な専門知識・技術の一覧表の中で各々が受講した研修が、把握できるようにしている。新任職員には「理念・行動原則」等のオリエンテーションを実施し個別的には主任やチームリーダー、同年齢担当保育士間でのOJTを行い、お互いの学び合いを重視している。京都府研修制度を全面的に受講している（令和2年度はオンライン研修）。外部研修の情報提供は朝礼時や回覧で周知し各々が研修に参加できるように配慮している。（京都保育人材キャリアサポート・処遇改善で確認）
 II-2-(4)①「実習生受け入れマニュアル」を制定しマニュアルに沿って実施している。養成校（大学、短大など）により保育士資格取得の実習や再就職のための実習なども受け入れている。実習指導者の研修は事前に行い教えることでの学びを大切にしている。マニュアルには、養成校との連携、実習指導者の心得、受け入れのプロセス、オリエンテーション、実習の要点など、詳しく記載されている。（マニュアルの確認）

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-3 運営の透明性の確保	II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	21	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	a
		22	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	a

【自由記述欄】
 II-3-(1)①運営の透明性確保のための情報公開は、ホームページでおこない、WAMNET京都府センターの財務諸表等電子開示システムでも公開している。パンフレットや園だよりを市役所に置き自由に持ち帰れるようにすると共に、社会福祉協議会にも置いている。第三者評価の受診後は京都介護サービス福祉サービス第三者評価のホームページで評価結果の公表がおこなわれている。地域に向けては広報誌やホームページで情報の開示をしている。苦情には即時対応し、苦情申し出者に配慮して園だよりや園内に掲示して苦情の公表をおこなっている。（公表を確認）
 II-3-(1)②法人において、公正かつ透明性の高い経営、運営の取り組みがおこなわれていることを評価されて経営協会から推薦され、「グッドガバナンス認証の審査（外部評価）を6月に受け取得予定である。（一般財団法人非営利組織評価センターによるグッドガバナンス認証）会計は公認会計士に委託し重要な会計方針を作成し団体サイト、WAMNETで情報公開をしている。年度末に公認会計士より、業績の結果や指導を受け改善している。（グッドガバナンス評価を確認）

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-4 地域との交流、地域貢献	II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	23	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	a
		24	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	a
	25	① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	a	
	II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	26	① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a	a
		27	② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a	a

【自由記述欄】

II-4-(1)①地域自治会との関係が適切に確保され、「地域関係構築の関係図(地域関係機構)」を2011年に制定し、必要に応じて更新している。「子どもは保育園・家庭・地域の中で育つ」「保育園は地域社会に貢献する施設である」「地域交流の機会を保育計画に盛り込む」と基本的な考えを文章化し、関係図にそって、「七夕祭りへの参加」「竹灯籠のお絵かき」「あゆみまつり」「芋ほり」「コスモス園」「交通整理」「イチゴ狩り」「園内農園」と体制を整えている。保護者には亀岡市子育て支援センターからの子育て情報を掲示したり、地域や亀岡市からの情報や情報誌の配布などで社会資源の利用を推奨している。(「地域関係機構」の確認)

II-4-(1)②「ボランティア・職場体験受入れマニュアル」で基本姿勢を明文化し、登録手続き・ボランティアの配置・オリエンテーションの項目を記載している。地域の亀岡市社会福祉協議会・中学校・高校・支援学校・個人の受け入れや理事長が地域の中学校の社会体験時の特別講師として地域の学校教育との連携をおこなっている。(支援学校の職場体験の記録を確認)

II-4-(2)①保育サービスを行う上で、必要な関係機関、連絡方法を決定して「亀岡市子ども課」を総合窓口として必要な関係機関の一覧表を作成し職員間で情報の共有化を図っている。保・小連絡会・特別支援児童連絡会・社会福祉協議会連絡会・亀岡市幼児交通事故防止連絡会を定期的に開催している。また、NPO連絡会でネットワーク化に取り組んでいる。虐待が疑われる時は「虐待について」のマニュアルにそって関係機関と連携を図っている。

II-4-(3)①保育園の園庭やホールの開放、土地改良区のコスモス園の整備、有事の時の「特別避難所」として亀岡市と提携している。子育て講座は看護師・栄養士の講座を地域に向けて定期的に開催している。また、地域の子育て支援に保育士の応援や保育室の提供をおこなうなど、保育園の有するソフト・ハードの両面で開放や提供をし、保育園の機能を地域に還元している。サークル活動者の見学、協働にも支援をしている。(講座開催の配布資料を確認)

II-4-(3)② 地域の福祉ニーズに基づき、「西山送迎」を独自で実施し、西山団地の高齢化により、バスで週3回、病院、スーパーなどへの無料送迎をおこなっている。京都地域福祉創生事業「わかプロジェクト」参画により、世代間交流、居場所作りなどを担っている「こども食堂」を開催している。地域老人会への園庭開放(ゲートボールなど)や子育て相談などを実施している。(「わかプロジェクト」の取り組み資料を確認)

III 適切な福祉サービスの実施

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
III-1 利用者本位の福祉サービス	III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	28	① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	a
		29	② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a	b
	III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。	30	① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	a
		31	② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a	a
		32	③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a	a

【自由記述欄】

III-1-(1)①子どもを尊重した保育については「全体的な計画」に記載している。「全国保育士会倫理綱領」や「保育所保育指針」についての園内研修を実施して基本的な人権についての意識を高め人権や性差について固定的な対応をしない保育の共通認識が持てるようにしている。新人保育士は、「人権のためのセルフチェックシート」を活用し、子どもに向かう姿勢のチェックをおこなっている。子どもには絵本やゲームなどの教材で互いを尊重する心を育てている。保護者には人権研修の参加を呼び掛けると共に、人権週間のポスターを掲示して伝えている。(各資料を確認)

III-1-(1)②「法令遵守に沿った保育の留意点」や「子どもの権利擁護」「個人情報保護について」「子どものプライバシー保護について」のマニュアルを整備し、園内研修も実施し、子どもの人権に配慮した保育をおこなっている。不適切な事案が発生した場合は「個人情報保護について」や「就業規則」で禁止事項や懲戒事項の取り決めをしている。しかし「子どものプライバシー保護について」のマニュアルは作成されているが、子どものプライベートゾーンの確保、例えば乳児トイレは2歳児まで衝立がなかったり、おむつ交換が場所を決めずに(交換時はタオル類を敷くなどの配慮はされている。)保育室で交換されているなどが保育現場で見られた。子どものプライバシーについて保育現場で気を付けることを職員で話し合い、「子どものプライバシー保護について」のマニュアルを補完されることを期待する。(各マニュアル類を確認)

III-1-(2)①利用希望者の保育所選択に必要な情報は、パンフレットやホームページで知らせている。ホームページには毎月の園だよりや献立表など、園についてのさまざまな情報を記載し、月1回更新している。全国の教育・保育施設検索サイト(子ども子育て支援情報公表システム)に登録し、インターネットでいつでもすぐに検索することができるようにしている。見学希望者には個別に対応している。見学者名簿が一覧表になっているので、個人情報保護のためにも一考が望まれる。(各資料を確認)

III-1-(2)②保育の開始や変更時には、入園のしおりや重要事項説明書などで保護者に丁寧に分かりやすく説明し、保護者から承諾書により同意を得ている。「入園説明について」のマニュアルを作成し、特に配慮が必要な保護者には配布物については個別に説明を加えることを記載している。また、今年度途中から、今まで職員が写していた写真は業者に委託(写真代行サービス)することを保護者に説明し、同意を得ている。(保護者の同意書を確認)

III-1-(2)③転園、卒園時には、「転園する場合の手順マニュアル」に沿って、保育の継続性に配慮し保育要録を送付している。また、転園や卒園後の相談方法や相談窓口を設けており、保護者に子育ての悩みや困ったことなどを相談できることを書面で伝えている。(マニュアル類や配布資料を確認)

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
		33	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	a

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	34	②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a	a
		35	③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	a

【自由記述欄】

Ⅲ-1-(4)①法人では「苦情解決要綱」が策定され、保育園では「苦情・相談マニュアル」を作成し、苦情解決手順やフロー図も示されている。苦情受付担当者、苦情受付責任者、第三者委員や京都府社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会の電話番号も記載し、園内に掲示している。入園のしおりやホームページにも明示している。保護者や地域からの苦情に対しては、早期対応、早期解決をおこない、苦情を申し出た保護者等に配慮し、おたよりや園内に掲示して、公表している。アンケートは年1回実施し、意見箱の設置もおこなっている。(各資料を確認)

Ⅲ-1-(4)②保護者には朝夕の送迎時に声をかけ、連絡ノートで双方向の交流もおこなっている。クラス担任以外の職員や園長、主任への直訴もOKとし、相談や意見を誰が受けても対処できる体制ができています。意見箱の設置もしている。園長名で「子育て相談について」の手紙を発行し、保護者会で説明し配布すると共にホームページに掲載し、廊下や玄関に掲示している。相談室は人目のつかない場所に設置している。(連絡ノート・掲示物の確認)

Ⅲ-1-(4)③「意見・要望・苦情の対応マニュアル」を作成し、保護者からの相談や意見に対しては、マニュアルに沿って迅速に対応をおこなっている。またマニュアルは定期的に見直している。「意見・要望・苦情への対応マニュアル」や「苦情・相談マニュアル」を職員に周知し、「なぜ?トラブルが起こるか?」の内部研修で学んだことを苦情や、意向把握に生かしている。(マニュアル・研修内容を確認)

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	36	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	a
		37	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	a
		38	③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	a
		39	④ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	a	a

【自由記述欄】

Ⅲ-1-(5)①法人の労働安全衛生委員会は月1回開催し委員は各事業所代表と産業医も参加し安全について話し合っている。マニュアルを作成し事故発生時の対応方法について明記し活用している。また、職員の通勤経路の危険箇所を知らせ対策を考えることもしている。加えて、ISS(インターナショナル・セーフ・スクール)活動を取り入れ、統一形式でデータを収集しPDCAサイクルで検討を繰り返し、怪我などの検証をおこない、意識が変わり、気をつける目が育ち、5年間のISS活動により、怪我の件数が大きく減少している。(ISSのまとめの冊子で確認)

Ⅲ-1-(5)②「感染症対策マニュアル」を作成し、看護師が中心となり、感染対策をおこない、感染症の予防や対策について、職員に周知する園内研修をおこなっている。感染症発生時は保護者に感染症の周知や現状のメール配信をおこなっている。また、毎月保健だよりの配布や、コロナウイルス感染予防も含め「子どもたちの健康管理について」の注意事項を配布している。加えて、看護師は、毎年度「感染症動向のまとめ」を発行し見えてきた課題から、職員の意識の持ち方や声掛けの重要性を話し合っている。(園内研修や保護者説明用配布資料を確認)

Ⅲ-1-(5)③災害対策マニュアル(火災・地震・台風・停電)を作成し災害発生時の対応が決められている。消防計画を策定し、月1回避難訓練を法人内事業所と連携して地震と火災や防犯と園バス等ミックスして各園独自で訓練をおこなっている。年1回は消防署立ち合いのもと、警察・自治会と連携し災害発生時の対応マニュアル(行動手順)に沿っておこなっている。備蓄については、「災害時備蓄食品等一覧表」により、3日分の備蓄をしている。また、「千年に一度の災害対策対応」マニュアルで事業継続の観点からの支援を計画している。(各マニュアル・一覧表を確認)

Ⅲ-1-(5)④「不審者侵入対策マニュアル」を策定し、研修、講習により職員に周知し、年1回不審者侵入時の合言葉を決めて不審者対応防犯訓練シナリオに沿って不審者侵入時の対応訓練をおこない訓練後に反省会で、課題や改善点からマニュアルの見直しをしている。各部屋に警備会社直結のシステムを整えている。(研修の取り組みや手順書を確認)

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-2 福祉サービスの質 の確保	Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な 実施方法が確立している。	40	① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a	a
		41	② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	a
	Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉 サービス実施計画が策定されてい る。	42	① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a	a
		43	② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a	a
	Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に 行われている。	44	① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	b
45		② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a	a	

[自由記述欄]

Ⅲ-2-(1)①「全体的な計画」をもとに、各年齢の「保育マニュアル」（標準的な実施方法）を作成して、職員は共通理解し、それをもとに、指導計画、個人計画を立てている。保育実践が画一的なものになっていず、子どもの姿に応じた保育実践がおこなわれているかなど、幼児会議、乳児会議で話し合い、確認して保育を実施している。全体的な計画に子どもの最善の利益を考慮することを目標としている。（全体的な計画・年齢別保育マニュアル・各会議録を確認）

Ⅲ-2-(1)②各年齢の保育マニュアル（標準的な実施方法）は月1回の乳児会議、幼児会議、チーフ会議で子どもの姿に応じた保育実践が行われているかを検証し、年度末には標準的な実施方法の検証・見直しを実施している。（検証・見直し手法を確認）

Ⅲ-2-(2)①指導計画策定の責任者は主任とし、アセスメント手法に基づき入園時に面接をおこない、家庭環境や子どもの発達状況を聞き取り、子どもや保護者の意向も聞き取りアセスメントを実施し、面接表、児童表、家庭訪問表などの記録類をアセスメントツールとしている。連絡会・懇談会を通じて多職種との連携を図り、子どもの姿を捉えて全体的な計画をふまえて指導計画を作成している。毎月乳児会議や幼児会議で、月案・年間カリキュラムの自己評価に対する評価をおこなっている。支援困難ケースについては関係機関とのカンファレンスを持ち適切な支援が出来るようにしている。（指導計画作成のプロセスを確認）

Ⅲ-2-(2)②月1回の乳児会議、幼児会議で話し合い、指導計画の見直しをおこなっている。変更した指導計画の内容は、クラスの全職員に伝え、周知している。問題点の修正は、次月、次年度に反映している。（指導計画見直しの議事録で確認）

Ⅲ-2-(3)①「記録の取り方」のマニュアルに沿って保育記録や個別記録などの適切な記録をおこなっている。個々の保育の実施状況を記録し、乳児会議、幼児会議、ケース会議、職員会議などで伝え、情報を共有している。乳児全員と幼児の配慮の必要な子どもは個別月案、個別日誌があり、個別の記録が適切にできている。幼児は、保護者との連絡帳で子どもの様子などを定期的に伝えているが保育園には記録が残されていないので、今後は幼児も個別の記録を残されることが望まれる。（保育記録・個別記録を確認）

Ⅲ-2-(3)②記録管理の責任者を園長とし「個人情報保護管理規程」が策定され、記録の管理体制は確立している。職員には、「個人情報保護」、「子どもに関する記録の管理について」の園内研修をおこない、共通理解ができている。保護者には入園時に、「入園のしおり」や「重要事項説明書」により伝えて、承諾書により同意を得ている。また、不適切な事案が発生した場合は「個人情報保護について」や「就業規則」で禁止事項や懲戒事項の取り決めをしている。（各規程・帳票類で確認）

A-1 保育内容

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(1) 全体的な計画の編成	46	① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。	a	b
		47	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a	a
	A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	48	② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a	b
		49	③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a	a
		50	④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	b

[自由記述欄]

A-1-(1)①全体的な計画は、法人の基本理念・保育所保育指針に基づき、子どもの発達や家庭状況を踏まえて理事長が試案を作成し、園長・主任・各部会議で検討し職員の参画のもと作成している。また、幼児会議、乳児会議で定期的に見直し改善をおこなっている。同一法人の保育園は地域の実態や保護者も違うので「全体的な計画」はそれぞれの保育園で作成されること、加えて長時間保育の取り組みも明文化されることが望まれる。

A-1-(2)①子ども達が心地よく過ごせるように、空気清浄機や温・湿度計を設置し室内温度や湿度を決めている。そして、0歳児室は床暖房を設置している。看護師の指導のもと衛生面にも配慮し(コロナ感染対策についても)、保育園の玄関や各部屋の入口に消毒液を置き、0歳児のおもちゃは毎日消毒をし、他のクラスも遊んだおもちゃはその日のうちに消毒をし、消毒した人はサインや印鑑を押すなどして確認できるようにしている。子どもがぐっすりだり食事や睡眠のための生活空間を確保している。

A-1-(2)②保育所保育指針に基づき、指導計画を立て、子どもが安心して自分を表現しおのびおのびと生活できるように保育をおこなっている。0歳児から5歳児クラスまで個人の連絡帳があり、クラス担当者は子どもの状態や家庭の様子などを把握している。また、0・1歳児は個々に合わせた個人月案を立て記録を残している。しかし、2歳児については個別指導計画は、半年ごとの評価・記録が作成され、分類は内容・支援と指導方法・保護者理解の3項目になっているので、指導計画に即した項目で個別の指導計画を立てられる事が望まれる。幼児クラスについては、年間保育計画・月案・週案・日案で保育が進められ、年間まとめて保育要録に子どもの姿を記入しているが、幼児クラスの1年間まとめた記録では一人ひとりの子どもの理解を深める点で少し丁寧さが欠けると思われるので、定期的に発達や子どもの姿を確認するために個人記録の記入を望まれる。

A-1-(2)③入園時の面接表や児童表で家庭での生活状況を把握し、個々の発達状況や年齢に応じ、必要な基本的な生活習慣が身につくように保育を進めている。特に乳児に関しては連絡ノート等で保護者と情報交換を行い一人ひとりにあった援助に心掛けている。また、各年齢の標準的な実施方法で順次に生活習慣が身につくように援助している。折にふれて、絵本や紙芝居、掲示物などを活用して、基本的な生活習慣について子どもが考える機会を持っている。

A-1-(2)④一部屋に、カブラやラキュー、ままごとや絵本等子どもが自由に遊ぶお部屋があり、年長児などは友だちと遊びにやってくるが、他のクラスは保育士と一緒に遊ぶおもちゃをみんなで決めて保育室に持っていき遊んでいた。子ども達に遊ぶおもちゃを聞いているがクラス全員がそのおもちゃで遊ぶ事は、子どもが主体的に自発的に遊ぶ環境が整備されているとは言い難い。(今までは各部屋におもちゃを置いて他のクラスの子とも遊びたいおもちゃのあるクラスに行き遊ぼうという取り組みも始めていたが、今年度はコロナウイルス感染予防対策もあり、おこなえていなかった。)自由に遊ぶお部屋を参考に各クラスの中で、それぞれに好きな遊びたいおもちゃに挑戦できるような環境が望まれる。活動の中に、柔軟体操や体力づくりを取り入れ積極的に体を動かす遊びを取り入れたり、子ども同士で活動する中で約束事を考えられるようにしている。立地条件的にも自然に恵まれ季節に合わせて自然と触れ合えるように散歩に出かけたり、いちご狩りや芋ほり、コスモスの種まきなどを楽しんで、地域の人と交流する機会も設けている。

(全体的な計画・指導計画・連絡帳・各会議議事録・保育要録・保育士のかかわり方・子どもの姿・保育環境・あそびの様子)の視認で確認)

評価分類	評価項目	番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	51	⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		52	⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		53	⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	b
		54	⑧ 障害のある子どもが安心して生活でき喜んで遊べる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	b
		55	⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	b
		56	⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a	a

[自由記述欄]

A-1-(2)⑤0歳児においては、個々の発育・発達・健康状態を記録しそれに基づいて個別月案を立て、安心して過ごせる環境と遊びや興味関心を広げられる生活環境をつくり、保育がおこなわれている。家庭との連絡も連絡帳を通して密にとり個々に応じた保育がおこなえるようにしている。個人月案で「安心できる保育士などとの関わりを喜び安心して過ごす」のねらいに対して子どもの姿として「特定の保育士以外の保育士に激しく人見知りをする」などが、記入されていたが、担当制はされていない。保育指針の中に「特定の大人との応答的なかわりを通じて情緒的な絆を形成する」とありますが、保育の中で工夫されていることの確認が出来なかった。

A-1-(2)⑥3歳未満児の保育は子どもの自我の育ちを受け止め、自発的に活動をし、興味や関心を広げられるような環境を整えている。また、個々に応じて同年齢児や異年齢児との関わりが持てるように仲立ちをしている。1歳児は個別月案を作成しているが、2歳児は2期の個別指導計画が立てられ、個別月案は作成されていない(2歳児の指導計画・記録については、A-1-(2)②の項目で記載)。保護者とは個人の連絡帳や送迎時の会話を大切に連携を図っている。

A-1-(2)⑦3歳以上児の保育は保育方針や保育目標など入園のしおりに記載し、入園説明会で保育内容についても保護者に伝え、連絡帳を十分活用して子どもの様子が伝わるようにしている。ISS活動により、日常からの年齢に応じた決まりの大切さを伝え、週に1~2回は、交通ルールを伝えながら戸外に出かけている。保育マニュアル(標準的な実施方法)をもとに年齢に応じた生活習慣を継続的に伝えることで、自分から気づいて生活習慣が身につけられるように配慮している。週1回体操教室をおこない、体力、柔軟性、身体能力向上に向けての取り組みをおこなっている。子どもの話を傾聴し、伝えようとする気持ちを大切に子ども同士で会話を楽しめるように仲立ちをしている。一人ひとりの挑戦したいことや学びたいことが体験できるように保育の中に取り入れ、感じたことや思ったこと、創造したことなどを自由に表現できるように取り組んでいる。必要に応じて落ち着けるスペースは保健室やおもちゃの部屋で過ごしている。

A-1-(2)⑧障害のある子どもにあった椅子や机、手指が使えるおもちゃ等を用意している。健常児と共に生活することで、障害のある子が安心して生活し、友だちに助けられながら共に成長している姿が見られた。障害児がより良い生活ができるように、保護者に園での様子を伝え、家庭での様子を聞くなど、保護者とのコミュニケーションを図り、職員は関係機関との連携や外部研修で学んだことを実践に反映している。年長の障害のある子のお母さんは「他児に我が子の障害を理解してほしい」との思いから紙芝居を持って来られみんなに紙芝居で伝えているので、子どもたちは理解した、かわり方で友達関係が出来ている。その様子を園内に掲示して保護者にも見せてもらっている。保護者には、多動や暴力的な子どももいたり、また反対に優しい子や自分の思いが言えない子などがある事を話し、子どもの理解につなげている。障害のある子には個別指導計画を立て、日々の記録・個人観察記録を記入しているが、個人計画は、目標だけで取り組みや配慮点の記入がないのが残念である。園の支援体制マニュアルで役割分担をして全職員が共有している。

(0・1・2歳児保育を視認・子どもの姿や保育環境の視認・指導計画・マニュアル類・引継ぎノート・就学に向けての取り組みや小学校との連携)

A-1-(2)⑨子どもの1日の生活の動と静を考えてゆったりと過ごせる環境を整えている。少人数のなかで異年齢児の関わりを見守り、子どもたちが主体的に関わり遊べることに重きをおいている。20時まで保育の子どもは、15時半に分園に移動し、18時からおにぎりなどの軽食を食べている。職員の体制は、15時半以降出勤の保育士が決まっており、同じメンバーで子ども達の心の安定を図り、引き継ぎは標準保育時間・延長時間引継ぎノートを作り、日付・クラス名・園児名・内容・確認印もあり保護者への連絡漏れがないようにしている。「全体的な計画」や「指導計画の中に長時間保育についての記載が見られなかったため、今後は「全体的な計画」や「指導計画」に長時間保育についての記載が求められる。

A-1-(2)⑩年長児には就学に向けての保育を年間計画と別にカリキュラムを立てて行い、小学校の先生の保育参観があることや就学前検診などで、小学校の生活に見通しを持ってするようにしている。保護者には、就学に向けてクラス懇談会で保護者同士が話し合う機会や面談を設けている。職員は保幼小連絡会議、特別支援教育研修会に参加し、小学校とは6月の参観や3月の引継ぎの話し合いなど定期的に連携を取っている。保育要録は担任が作成し園長が確認したものを送付している。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(3) 健康管理	57	① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a	a
		58	② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a	a
		59	③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a	a
	A-1-(4) 食事	60	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a	a
		61	② 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	a	a

[自由記述欄]

A-1-(3) ①子どもの健康管理は児童表や児童調査票等で既往症や予防接種の状況、発育状況などを把握し、年度ごとに保護者に原本のコピーに変更箇所を記入してもらい常に最新情報を得ている。また、「登園時健康状態確認マニュアル」に沿って、登園時の健康状態を把握して、必要な情報は朝礼で報告し職員室のホワイトボードに記入して職員間で共有している。看護師により保健計画の作成や保健だよりを3か月に1度発行し、子どもの発熱についてのポイントや季節的な病気についての対応等、子どもの健康について保護者に伝えたい内容を丁寧に知らせている。乳幼児突然死症候群については、0歳児クラスの保護者に年度初めにプリントで説明・配布し、ポスターも掲示している。0歳児は上向け寝にさせ、5分ごとのチェックを行い記録に残している。

A-1-(3) ②内科健診・歯科健診は年2回実施し、保護者には、受診前に相談用紙を配布し保護者からの質問を受け付け、受診後も結果表を配布して保護者に健診結果を伝えている。必要に応じて園医で継続受診のケースもある。身長・体重は毎月測定しカウプ指数(肥満度指数)も出している。

A-1-(3) ③アレルギー疾患・慢性疾患のある子どもについて、厚生労働省の「保育所におけるアレルギー対応ガイドラインのご案内」に沿って、食物アレルギー対応マニュアルを作成し、医師の指示のもと除去食を行っている。保護者には最低年1回の受診、献立表で除去食品の確認をしてもらい、保育園では、アレルギー疾患を持つ子どもの一覧表を作成し、除去食専任の調理員が専用の調理器具・調理台で調理した除去給食は色の違う配膳トレイに載せて置く、それを配膳職員は代替え食の説明を聞き、除去食のチェック表にチェックを入れ担当保育士に口頭で伝える、などトリプルチェックで誤食がないように取り組んでいる。アレルギーについての研修に参加し伝達で情報を共有している。慢性疾患のある子どもは在籍していないが、調理についても配膳についても誤食がないようにきめ細やかに手順を定め実施されていた。

A-1-(4) ①食事については「子どもの発達過程と保育の視点」健康(食事について)の食育計画を作成して、年齢に応じた取り組みを保育マニュアル(標準的な実施方法)でも食器の材質や形、食事の援助の方法についてなどを定めている。毎月の「食事だより」の発行は、季節の食品の紹介や行事食の「いわれ」なども載せて楽しく読めるように記載したり、レシピ公開や展示食も行い保護者向けの食育の取り組みとしている。食器等も少し重みがあってこぼれにくく温かみのある陶磁器が使われている。食に関心を深める行事食・クッキング・菜園などの活動を取り入れているが、年齢ごとの活動計画として0~5歳児で積み重ねが出来るクッキングや菜園の計画が望まれる。

A-1-(4) ②調理点検表で調理室の衛生管理、調理職員の衛生管理を行っている。調理員は各クラスに入って毎日子どもと一緒に食事をし子どもの喫食状況や反応、残食を把握し検食日誌に記載している。栄養士はチーフ会議に参加して乳児・幼児の子どもたちの状況や保育士の意見を把握し厨房会議を2週に1度開催し個々に合わせた形状や好き嫌いにも考慮し、次月の献立づくりに反映させている。季節感のある献立や、地域の食文化は日々の献立や行事食に取り入れている。

(保健計画・保健便り・食事便り・健康状態確認マニュアル・アレルギー対応マニュアル・点検表・検食日誌・食事の様子の視認・各会議議事録で確認)

A-2 子育て支援

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-2 子育て支援	A-2-(1) 家庭との緊密な連携	62	① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	a
	A-2-(2) 保護者の支援	63	① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	a
		64	② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	a
	A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)	65	① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a	a

[自由記述欄]

A-2-(1) ①連絡帳(全児)で日常的に保護者との情報交換を行っている。子どもの発達や保育の意図等、相互理解を図るための取り組みとして、クラス懇談会年2回(年度初めと年度終わり)、個別懇談会(年1回、年長クラスは2回)が実施され、園便りは毎月、クラスだよりは随時発行し保護者の理解を得ている。春秋年2回の参観日や行事、見学日(体操教室など)などで子どもの成長の共有をおこない、保護者からの情報は、乳児会議、幼児会議で共有し必要に応じて指導計画に反映している。「記録の取り方マニュアル」を作成、研修の実施で、記録の取り方の統一化が図られていた。

A-2-(2) ①送迎時や連絡帳などでコミュニケーションを取り、信頼関係を築いている。子育て相談については、いつでも気軽に相談ができることを園内に掲示している。職員は保護者支援に関する研修を受け、子育て相談マニュアルに沿って、担任だけでなく園長や主任も相談受付をおこなうなど、子育て相談の手順を定めて相談しやすい環境を整え、内容は相談カードに記録している。

A-2-(2) ②登園時には「登園時健康状態確認マニュアル」に沿って、子どもの状態を確認している。虐待等権利侵害の疑いのある時は「虐待の基本対策マニュアル」の手順に従い、対応をおこなっている。例えば、子どもの様子を毎月記録に残し、要保護児童対策協議会など関係機関との連携をおこない子どもの養育状態が把握できるようにしている。職員は外部での研修に参加している。

A-2-(3) ①保育士は指導計画に基づく自己評価を毎月おこない、主任保育士の助言や指導をうけ、乳児会議、幼児会議で話し合っている。また年度初めに個々職員のクラス目標や個人目標等を作成し園長に提出し、後半実践してきた内容を基に自己評価を行い園長と面接をし、保育内容の振り返りをおこない次年度につなげられるようにしている。保育実践の改善や専門性の向上のために、年度末に「業務管理・評価シート」を記入して自己評価を行い仕事についての姿勢など理事長と面接を行っている。

(連絡帳・懇談会記録・お便り類・マニュアル類・相談記録・指導計画・「業務管理・評価シート」・登園風景などで確認)